

令和7年第4回蟹江町議会定例会会議録

|             |                      |         |     |         |
|-------------|----------------------|---------|-----|---------|
| 招 集 年 月 日   | 令和7年12月2日(火)         |         |     |         |
| 招 集 の 場 所   | 蟹江町役場 議事堂            |         |     |         |
| 開 会 ( 開 議 ) | 12月2日 午前9時00分宣告(第1日) |         |     |         |
| 応 招 議 員     | 1番                   | 武 藤 くるみ | 2番  | 多 田 陽 子 |
|             | 3番                   | 志 治 市 義 | 4番  | 石 原 裕 介 |
|             | 5番                   | 山 岸 美登利 | 6番  | 飯 田 雅 広 |
|             | 7番                   | 板 倉 浩 幸 | 8番  | 水 野 智 見 |
|             | 9番                   | 三 浦 知 将 | 10番 | 吉 田 正 昭 |
|             | 11番                  | 富 田 さとみ | 12番 | 伊 藤 俊 一 |
|             | 13番                  | 安 藤 洋 一 | 14番 | 佐 藤 茂   |
| 不 応 招 議 員   |                      |         |     |         |
|             |                      |         |     |         |
|             |                      |         |     |         |

|  |                                       |             |       |                         |       |
|--|---------------------------------------|-------------|-------|-------------------------|-------|
| 地方自治法第<br>121条の規定<br>により説明の<br>ため出席した<br>者の職氏名 | 常 勤<br>特 別<br>職                       | 町 長         | 横江 淳一 | 副 町 長                   | 加藤 正人 |
|  | 政 策<br>推 進<br>室                       | 室 長         | 小島 昌己 | ふるさと<br>振興課長            | 浅井 修  |
|  | 総 務<br>部                              | 部 長         | 鈴木 孝治 | 総務課長                    | 藤下 真人 |
|  | 民 生<br>部                              | 部 長         | 不破 生美 | 介護福祉<br>課 長             | 松井智恵子 |
|  |                                       | こども<br>福祉課長 | 飯田 陽亮 | 保険医療<br>課 長             | 山田 尚徳 |
|  | 産 業<br>建 設<br>部                       | 部 長         | 肥尾建一郎 | 次 長 兼<br>まちづくり<br>推 進 長 | 福谷 光芳 |
|  |                                       | 環境課長        | 太田 圭介 |                         |       |
|  | 上下水道部                                 | 部 長         | 伊藤 和光 |                         |       |
|  | 消 防<br>本 部                            | 消 防 長       | 竹内 豊  |                         |       |
|  | 教 育 委 員<br>会 事 務 局                    | 教 育 長       | 服部 英生 | 教 育 部 長                 | 舘林 久美 |
| 生涯学習<br>課 長                                    |                                       | 佐々木淑江       |       |                         |       |
| 本会議に職務<br>のため出席し<br>た者の職氏名                     | 議 事 会<br>務 局                          | 局 長         | 萩野 み代 | 書 記                     | 荒木 慎介 |
| 議 事 日 程  | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。<br>(会議規則第21条)     |             |       |                         |       |
| 会 議 録<br>署 名 議 員                               | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。<br>(会議規則第127条) |             |       |                         |       |
|  | 5 番                                   | 山岸 美登利      | 6 番   | 飯田 雅広                   |       |

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 議案第58号 蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 蟹江町公告式条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第61号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第63号 蟹江町産業会館指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第64号 蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第65号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議案第66号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第13 議案第67号 令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第14 議案第65号 令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和7年第4回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきました。誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆様をお願い申し上げます。議事を円滑に進行するため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名をいたします。

ここで、去る11月25日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○議会運営委員長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

それでは、先ほど議長からもありましたとおり、去る令和7年11月25日に開催されました令和7年第4回（12月）定例会第1回議会運営委員会の協議結果をご報告申し上げます。

1、会期の決定について。

令和7年12月2日火曜日から12月19日金曜日までの18日間。

2、議事日程について。

日時、議事日程、備考の順に申し上げます。

12月2日火曜日、本日、午前9時、議案を上程し、付託、精読。後、先議案件について審議、採決を行います。全て終了の後、全員協議会。終了の後、議員総会を開催いたします。先議案件は、議案第65号となります。

3日水曜日午前9時、2日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

4日木曜日午前9時、総務建設常任委員会。付託事件審査、終了の後、所管事務調査。付託事件としまして、議案第59号、議案第62号、議案第63号、以上3件であります。所管

事務調査は今後の打合せとなっております。同日午後1時30分より、民生教育常任委員会が開催されます。付託事件審査終了の後、所管事務調査。付託事件審査は、議案第58号、議案第60号、議案第61号、議案第64号、以上4件であります。終了の後、今後の打合せとなっております。

11日木曜日午前9時、一般質問。終了の後、議会広報編集委員会。この内容は2月1日発行号の割りつけ等。終了の後、議会運営委員会。内容は意見書等の取りまとめとなっております。

12日金曜日午前9時、11日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

19日金曜日午前9時、各委員長報告の後、議案の審議、採決。全て終了の後、閉会となっております。

### 3、先議案件について。

議案第65号、令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）は、初日に追加日程により審議、採決を行います。

### 4、総務建設常任委員会所管事務調査について。

12月4日木曜日、付託事件審査終了後、今後の調査について打合せを行うものであります。

### 5、民生教育常任委員会所管事務調査について。

12月4日木曜日、付託事件審査終了後、今後の調査について打合せを行うものであります。

### 6、意見書等について。

9月定例会以後に提出された意見書（1）から（20）の取扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議を行います。

- （1）国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。
- （2）物価高に即した年金増額、公的年金制度の改善を求める意見書。
- （3）介護保険制度の改善を求める意見書。
- （4）介護労働者の労働環境の改善を求める意見書。
- （5）加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（国宛て）。
- （6）18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書。
- （7）学校給食費の無償化の早期実現を求める意見書。
- （8）障害者児の「暮らしの場」の拡充を求める意見書。
- （9）医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の全産業平均との賃金格差をなくすことを求める意見書。
- （10）国民健康保険への愛知県独自の財政措置の強化を求める意見書。
- （11）加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設等を求める意見書（愛知県宛て）。
- （12）子どもの医療費助成制度の18歳までの引き上げを求める意見書。
- （13）愛知県に学校給食無償化のための補助を求める意見書。

- (14) 感染症病床の増床・地域に必要な病床の確保を求める意見書。
- (15) 公的価格で働く職員の確保と処遇改善を求める意見書。
- (16) 医療現場の危機打開に向けた財政支援を求める意見書。
- (17) 介護・障害福祉分野の処遇改善と公的支援の強化を求める意見書。
- (18) 保育士・学童保育支援員の処遇改善に関する意見書。
- (19) 地方税財源の充実確保を求める意見書。
- (20) 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書。

7、その他。

- (1) 「あなたの意見を聴く会」報告書について。

10月25日土曜日に開催した「あなたの意見を聴く会」について、報告書作成の進捗状況について確認をいたしました。

- (2) 議員総会の開催について。

12月2日火曜日または3日水曜日の全員協議会終了後に開催し、議会報告会、今年度は「あなたの意見を聴く会」の今年度の反省と次回に向けて、及びモアノートのデータ整理についてを協議いたします。

- (3) 海部郡町村議会議員研修会について。

12月23日火曜日午後4時から湯元館会議室において、「大規模災害への備えについて（自助・共助・公助）」と題して研修会を行うものであります。

- (4) 議場への鉢花設置について。

12月定例会会期中、蟹江町花き部会より提供されるポインセチアの鉢花を議場へ設置するものであります。

報告は以上となります。

(13番議員降壇)

○議長 伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤俊一君

日程第1 「会議録署名議員の指名」をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番山岸美登利さん、6番飯田雅広君を指名いたします。

○議長 伊藤俊一君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は18日間と決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付の文書のとおり、会議規則第128条第1項ただし書の規定により、閉会中、議長において決定いたしました議員派遣については、これをもってご報告に代えます。

○議長 伊藤俊一君

日程第4 議案第58号「蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由を求めます。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第58号「蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」。

蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

制定の内容につきましては、後ほどご説明いたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い乳児等通園支援事業を実施するに当たり、設備及び運営に関する基準を定めるため必要があるからでございます。

2ページをご覧ください。

2ページは条例の概要でございます。

制定の理由は、児童福祉法の一部改正に伴い乳児等通園支援事業——いわゆるこども誰でも通園制度でございます——を実施するために設備及び運営に関する基準を定める必要があるためでございます。

第1条(趣旨)から第3条(設備及び運営に関する基準)までを定めてございます。

第3条に規定する基準は令和7年内閣府令第1号に定める基準どおりといたします。

なお、基準府令の定める設備の基準を抜粋し記載させていただきましたので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第58号は会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号は民生教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第5 議案第59号「蟹江町公告式条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第59号「蟹江町公告式条例の一部改正について」。

蟹江町公告式条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町公告式条例の一部を改正する条例。

蟹江町公告式条例（昭和32年蟹江町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、掲示場を1箇所に集約するため必要があるからである。

なお、2ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、3ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

条例の公布等を行うための掲示場を現在5箇所設置しているが、他自治体の状況等を踏まえ、1箇所に集約するものでございます。

改正の内容です。

条例の公布等を行う掲示場を次のように改正するものです。

改正前は蟹江町役場はじめ5か所の掲示場でしたが、改正後は蟹江町役場1か所のみとなります。

附則第2項にて、蟹江町税条例の一部改正を行っております。これは本則の改正に伴い引

用条項を整理するものでございます。

施行期日は令和8年4月1日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今回、公告式条例の一部改正で今まで5か所のところを1か所ということなんですけれども、ほかの自治体も特に大きい市だとほとんど1か所、市役所のみが多いんですけれども、基本的にそもそもこの今、掲示板が必要なのかというのをすごく感じて、情報通信もしっかり今整って、インターネットとかの配信とか、5か所を1か所、昔は多く町民に知らせるために5か所あったんですけれども、そこまでのものが本当に今必要なものなのか。

蟹江町のホームページで出してもいいのかなと思いますし、その点についてお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員からのご質問いただきました。

まず、今回の公告式条例の改正に至った理由としましても、板倉議員がおっしゃるとおりのところもありまして、県内の自治体もほぼ1か所、市役所や役場の分かるところに掲示板が設置されております。

先ほど提案させていただいたとおり、広く知らしめるために掲示板がありまして、条例の改正であったり今活用しているものについては、例えば督促状が届かなかった場合にその方に知らせるための、町からこういった文書を出しておりますというものをお知らせする意味を持っておりますので、そういったものに関して掲示場が1か所必要となりますので、蟹江町役場の1つを維持させていただいて、改正をさせていただきたいというところになります。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

今の答弁だと、督促状が届かない場合にこういうものを送っていますよということなんですけれども、出してるよという情報なんだよね。その人は見るかどうかは別として。

そういう意味で、ほかで出せない情報もあると思うんだけど、インターネット配信等ってほかでもやっているところもあるんですけれども、この点についての考え方ってどうなんでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

インターネット配信等につきましては、先ほどもありましたとおり、広く皆様にお伝えする、こちらからお伝えできるものについてはホームページを活用させていただきたいと考え

ておりますが、掲示場の内容については今のままで掲示板でお知らせさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑はございますか。

(発言する声なし)

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号は会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第6 議案第60号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長 舘林久美君

ご提案申し上げます。

議案第60号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」。

蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町立学校体育施設開放に関する条例（昭和55年蟹江町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど改正の概要についてご説明をさせていただきます。

提案理由です。

この案を提出するのは、学校体育施設の空調設備設置に伴い使用料の額の定めるため必要があるからである。

3ページにつきましては、新旧対照表となりますので後ほどお目遠しく下さい。

4ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由といたしましては、学校体育施設——体育館になります——の空調設備設置に伴い使用料の額を定める必要があるからでございます。

内容でございます。

別表（第9条関係）に、屋内運動場空調設備使用料の欄と備考を追加させていただきます。

内容は「屋内運動場空調設備、1時間につき2,600」とすることと、備考欄の2といたしまして「屋内運動場空調設備及び蟹江中学校屋外夜間照明の使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす」を加えさせていただきました。施行期日は令和8年4月1日となります。

以上のとおりご提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

学校の体育館の空調が整って、使用料を定める条例の一部改正なんですけれども、今回、提案として1時間当たり2,600円ということで、議案説明会のときにも聞いたんですけれども、2,600円、どうしても1時間で2,600円、すごく高く思えるんですね。

ガスということもあるのかもしれませんが、その辺の資料請求で2,600円に至った積算根拠が分かる資料を出してもらいたいと思います。

それで納得できれば、これだけかかっちゃうのかということも分かるので、お願いしたいと思います。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまの板倉議員からご質問ありました件につきましては、後ほど委員会のところで資料を提出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。間に合うように提出させていただきます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号は会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号は民生教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第7 議案第61号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由を求めます。

○民生部長 不破生美君

ではまた、よろしくお願いいたします。ご提案申し上げます。

議案第61号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

今回は3条立ての一部条例改正でございます。

2ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴い必要があるからでございます。

3ページから4ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容。

第1条関係。蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正。

こちらは基準の一部改正に伴う規定の整理でございます。

第2条関係。蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。第12条、基準の一部改正に伴う規定の整理でございます。第17条第2項、乳幼児に対する健康診断について、現行規定に加え、母子保健法に規定する乳幼児の健康診査が行われた場合、それが利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部又は一部を行わないことができることいたしました。

第3条関係。蟹江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

こちらは基準の一部改正に伴う規定の整理でございます。

以上3条例とも施行期日を公布の日といたします。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いい申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号は民生教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、生涯学習課長、こども福祉課長の退席と、ふるさと振興課長、介護福祉課長、環境課長の入場を許可いたします。総務課長は席を移動してください。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前9時33分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時34分)

○議長 伊藤俊一君

日程第8 議案第62号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

それでは、ご提案申し上げます。議案第62号「蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」。

蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和54年蟹江町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、後ほど一部改正概要にてご説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、資源物の持ち去りを防止するため、資源物の収集又は運搬等に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要があるからであります。

5ページから10ページは新旧対照表となります。後ほど、お目通しをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由です。

近年増加傾向にある資源物の持ち去りを防止するためには、廃棄物の適正な回収及び処理に関して実効性のある対策を講じる必要があるためでございます。

改正の内容でございます。

第9条関係。資源物の収集又は運搬に関して、町、町の委託を受けた者及びその他町長が認めた者以外の者による行為を禁止し、違反者に対してはこれらの行為をしないよう命ずることを可能とすることといたしました。

持ち去り禁止の対象となる品目でございます。第7条に規定する一般廃棄物処理計画により再利用を目的として分別して収集するもの——缶類、瓶類、紙類、布類、金属類等でございます。

第21条関係。違反行為を繰り返し行った者に対して、必要な限度において立入検査等の実施に関する規定を整備することといたしました。

施行期日でございます。

令和8年4月1日を施行日といたしました。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

ざくっと聞いたんですけれども、この防止条例ができて実際にその条例が、防止条例自体が効果があるものなのか。普通の住民が関わらないでくださいという話でもありますし、この効果自体、あるというだけで終わっちゃうのか、その辺をちょっとそれだけお願いします。

○環境課長 太田圭介君

ただいまの板倉議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、この条例を制定するに至った背景からお答えをさせていただきたいなと思っておりますけれども、現在、町民のご協力をいただきまして、ごみの分別排出、分別収集を行っておりますが、せっかく分別して排出された資源物が現在持ち去られるという事案が頻繁に起こっております。これにつきましては、町民の方、回収事業者、その他多くの方から目撃情報が寄せられているとともに、過去の囑託員会議におきましても、この持ち去り行為に対する対策

をしてくださいというような要望を寄せられているところでございます。

この持ち去りが続けば、町民のごみの減量意識ですとか分別意識の低下を招くというところが懸念をされるところでございます。

結果としまして、そのごみの適正処理ですとかリサイクルの推進に大きな影響を及ぼしかねないというところから、この持ち去り防止対策、そして条例の一部改正を行うというところに至ったところでございます。

持ち去りをする方の中には、ごみ袋をそのまま持って行ってその後を選別を行って、要らないものを不法投棄をするといったことですか、持ち去りの際に騒音が発生します、その騒音問題。もしくは、その敷地内に無断で侵入をするというようなお住まいの方の安全・安心というところへの影響も出かねないというようなところが心配されるところでございます。

今回、このような条例改正をすることによって、まず行政の職員がその持ち去り行為を行う方に対する指導をする、まず何かアプローチできる環境を整えるというものが第一目的でございます。

この条例を制定した後は、蟹江警察署その他関係機関と連携を密にしながらパトロール等々の巡視を積極的に行いながら、そもそも持ち去りをさせない環境づくりに努めて、何とか効果を上げていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

警察とも連携取りながらということ、そうすると町の職員がすごく大変じゃないですか。ちょっと変な言い方で、ちょっと危ない人とかの関係も出てくるだろうし、そこまで詰めちゃうと防止ができなくなるということもあるけれども、その辺の対応ってどうです。

○環境課長 太田圭介君

職員の身を案じるというところではあると思うんですけども、確かに持ち去りを行う方へのアプローチは慎重な対応が必要であるというふうに考えておりますが、やはり何かしらの指導、アプローチを行わないと状況は変わらないというふうに考えておりますので、そこは丁寧に説明をしながら対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号は会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務建設常任委員会に付託することに

決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第9 議案第63号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 小島昌己君

それでは、よろしく願いいたします。ご提案申し上げます。

議案第63号「蟹江町産業会館指定管理者の指定について」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、施設の名称。

蟹江町産業会館。

2、指定管理者となる法人等。

蟹江町城一丁目214番地、蟹江町商工会。

3、指定の期間。

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由。

この案を提出するのは、蟹江町産業会館の指定管理者を指定するため必要があるからである。

1枚はねていただきまして、2ページをご覧いただきたいと思います。

指定管理の概要でございます。

1、指定する施設等。

蟹江町城一丁目214番地、蟹江町産業会館、平成元年3月建築、蟹江町産業文化会館2階部分、706.78平米。会議室、研修室1、研修室2、多目的教室となっております。

2、指定管理者となる法人等。

蟹江町城一丁目214番地、蟹江町商工会。代表者、会長、鬼頭透。

3、指定管理料。

予算の範囲内で定める額。

4、指定期間。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとなっております。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号は会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 伊藤俊一君

日程第10 議案第64号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

それでは、よろしくお願ひいたします。

ご提案申し上げます。

議案第64号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものとする。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

1、施設の名称。

蟹江町高齢者生きがい活動施設。

2、指定管理者となる法人等。

蟹江町大字西之森字海山282番地2、公益社団法人蟹江町シルバー人材センター。

3、指定の期間。

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

提案理由。

この案を提出するのは、蟹江町高齢者生きがい活動施設の指定管理者を指定するため必要があるからでございます。

2ページは指定管理の概要を記載させていただいております。後ほど、お目通しをお願いいたします。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号は会議規則第39条第1項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号は民生教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、ふるさと振興課長、介護福祉課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前9時49分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時50分)

○議長 伊藤俊一君

日程第11 議案第65号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それでは、お願いいたします。ご提案申し上げます。

議案第65号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の総額内において、その内容を変更する。

第2項、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正予算におきましては、歳入歳出補正総額はゼロ円でございます。

それでは、歳出予算でございます。

1款1項1目議会費から、14ページ、15ページの9款教育費、5項保健体育費、1目学校給食管理費までにつきましては、人事異動に伴う一般職員に係る人件費の補正で、給料をはじめ期末手当などの各種手当の付け替えでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○9番 三浦知将君

それでは、ちょっと質問させていただきます。

民生費の社会福祉費、9ページになります。

保育所の人件費になるんですが、こちら給料が約1,500万円下がっているんですけども、こちらの原因を教えてください。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの三浦議員のご質問に答弁させていただきます。

今回の補正につきましては、先ほどの提案理由と同様に人事異動に伴うものに関係しておりますので、その関係で減額ということになっております。

細かいところにつきましては、少し資料がありませんので、人の入替えの給料が多い少ないとかそういった関係になりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。

保育所の人員が減ったとかそういうわけではないということでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

令和7年度の当初予算を組むに当たっての時期につきまして、現在いる保育所の人数、必要数の補正を組んでおりますので、人事異動に伴うものも先ほど申し上げましたし、現状、若干不足している部分の保育所の職員もおりますので、そういった関係も含まれております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

今、三浦議員からあった質問で、保育所の人件費が1,500万円ということで大きいから多分聞いたんですよ。

基本的に今回のこの7号補正については、人事異動で部署が替わったとかの調整で最終的には補正額ゼロですけども、保育所の関係で、人事異動で保育所間の異動で、何で減額になってくるのかなと、今、聞いていてちょっとその辺。

庁舎内の異動だったら、その辺は分かるんですけども、保育所の異動って保育所間の異動であると思うので、ちょっとその辺が分かりましたらでいいんですけども、ちょっとお願いします。

○総務課長 藤下真人君

こちらの詳細について今、私が手持ちの資料がありませんので、後ほど答弁させていただ

きたいと。よろしいですか。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

日程第12 議案第66号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 鈴木孝治君

それではご提案申し上げます。

議案第66号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算(第8号)」。

令和7年度蟹江町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,884万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億6,216万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

4ページのほうをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

変更分といたしまして、町道温泉通り線歩道改良事業の限度額を、340万円の増額補正をさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

まず、15款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は8,011万円の増額補正でございます。主な内訳としましては、国の負担割合2分の1の障害者自立支援給付費等負担金が3,795万1,000円、国の負担割合2分の1の障害児施設措置費(給付費等)負担金が1,329万9,000円でございます。

説明欄10障害者自立支援給付費等負担金(過年度分)から3目教育費国庫負担金の説明欄

02子育てのための施設等利用給付費交付金（過年度分）までにつきましては、令和6年度分の精算に伴う追加交付でございます。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は81万4,000円の増額補正でございます。これは戸籍情報システム改修に係る補助金でございます。

それから、3項国庫委託金、1目総務費国庫委託金は119万6,000円の増額補正でございます。これはマイナンバーカードと在留カード等の一体化に係る情報機器整備費が上乘せされたこと等に伴い、中長期在留者住居地届出等事務委託金を増額するものでございます。

続きまして、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は4,046万9,000円の増額補正でございます。主な内訳としましては、県の負担割合4分の1の障害者自立支援給付費等負担金が1,897万5,000円、県の負担割合4分の1の障害児施設措置費（給付費等）負担金が664万9,000円でございます。

説明欄10障害者自立支援給付費等負担金（過年度分）から3目教育費県負担金の説明欄02私立幼稚園授業料等軽減補助金（過年度分）までにつきましては、令和6年度分の精算に伴う追加交付でございます。

次に、20款1項1目繰越金が216万5,000円の増額補正でございます。これは前年度繰越金でございます。

それから、22款1項町債4目土木債が340万円の増額補正でございます。これは町道温泉通り線歩道改良事業債で、契約実績に伴い起債額を増額するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、2款総務費でございます。1項総務管理費、1目一般管理費はゼロ円でございます。これは戸籍情報システム改修に係る補助金の歳入補正に伴う財源更正でございます。

それから、3項1目戸籍住民基本台帳費は95万8,000円の増額補正でございます。

内訳としましては、住居地等記録端末購入費が60万1,000円で、これはマイナンバーカードと在留カード等の一体化に係る情報機器を整備するものでございます。

コンビニ交付事業は35万7,000円で、これはコンビニ交付サービスの利用者数の増加に伴い、コンビニ交付手数料徴収委託料及びコンビニ交付システム利用料を増額するものでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費は192万8,000円の増額補正でございます。これは基幹システムの標準化に伴い、選挙システムについても標準準拠システムに対応するようシステム構築を行うものでございます。

続きまして、3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は1億649万9,000円の増額補正でございます。

内訳としましては、社会福祉管理費が2万円で、これはパートタイム会計年度任用職員の

期末手当及び勤勉手当の積算を見直すものでございます。

次に、障害者福祉事業費が1億647万9,000円で、このうち介護給付費・訓練等給付費負担金7,590万3,000円、障害児施設措置費（給付費等）負担金2,660万円につきましては、利用者及び利用頻度の増加に伴い増額するものでございます。

返還金397万6,000円は、令和6年度の行政処分に伴い事業者から障害者自立支援給付費の返還があったため、令和2年度分から令和5年度分までの国及び県の負担金を返還するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は170万円の増額補正でございます。これは、令和6年度分の精算に伴う、国及び県への返還金となります。

3目母子・父子福祉費は、ゼロ円でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

これは、令和6年度分の精算による国及び県からの追加交付に伴う財源更正でございます。

4目保育所費は82万5,000円の増額補正でございます。これは令和6年度分の精算に伴う国及び県への返還金となります。

続きまして、4款衛生費でございます。1項保健衛生費、2目予防費は791万9,000円の増額補正、3目保健事業費は29万4,000円の増額補正、5目母子衛生費は261万9,000円の増額補正でございます。これらは全て、令和6年度分の精算に伴う国及び県への返還金となります。次に、7目斎苑費は232万2,000円の増額補正でございます。これは舟入斎苑の改修工事に伴い、机や椅子、焼香台等の備品について計上するものでございます。

続きまして、7款土木費でございます。

1項土木管理費、1目土木総務費は1万7,000円の増額補正でございます。これはパートタイム会計年度任用職員の入れ替わりにより通勤費用弁償を増額するものでございます。

次に、2項道路橋梁費でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費はゼロ円でございます。これは町道温泉通り線歩道改良事業債の増額補正に伴う財源更正でございます。

4項都市計画費、2目土地区画整理費は376万1,000円の増額補正でございます。これは土地区画整理組合が施行する蟹江富吉南土地区画整理事業に対し、補助金を交付するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、環境課長、保険医療課長の退席と介護福祉課長の入場を許可いたします。総務課長は席を移動してください。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

(午前10時08分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時17分)

○議長 伊藤俊一君

日程第13 議案第67号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 不破生美君

よろしくお願いたします。ご提案申し上げます。

議案第67号「令和7年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」。

令和7年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,112万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億519万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出、蟹江町長、横江淳一。

8ページ、9ページをご覧ください。

歳入でございます。

5款県支出金、2項県補助金、3目介護施設等整備事業費補助金、補正額8,112万円。介護施設等整備事業費補助金でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額8,112万円。介護施設等整備事業費補助金でございます。

介護施設のICT化に対し、国庫補助を受けるものでございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

県の補助金で8,112万円なんですけれども、今、ICTなんかと言っていた、その事業自体どんな事業なんですか。結構大きい額が補助としてもらえるので、その辺をお願いします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいま、板倉議員からご質問いただきましたICTの導入について、具体的にお答えをさせていただきます。

今回、手挙げをされました施設の方から、どのようなものを導入するのかということ伺ったところ、介護ベッドの下に体動センサーを設置することによって、施設利用者のベッド上での活動を記録しまして、リアルタイムでそれがモニターで確認ができるほか、AIが自動分析をすることによって様々なデータが数値化、可視化されるものでございます。

これによりまして、利用者のケアの質の向上が図れるとともに介護職員の業務効率や負担軽減につながるものと期待をしておるところでございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

そういうことで最先端かな。

それって施設1か所で、施設名が答えられるのか教えてもらってもよろしいですか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

今回3つの施設から手挙げがありまして、その3つの施設から全部県のほうの承認が下りまして、補助させていただくものでございまして、ベッド数掛ける単価ということになっておりましてベッド数が156床に対して補助が出るものでございます。

具体的には、特別養護老人ホームカリヨンの郷及び特別養護老人ホームカリヨンの郷新千秋、グループホームカリヨンの郷新千秋、この3つの事業所が該当しております。

以上でございます。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号は精読とされました。

○議長 伊藤俊一君

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分からといたします。

(午前10時23分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 伊藤俊一君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第65号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」をこの際、日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、1案件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 伊藤俊一君

追加日程第14 議案第65号「令和7年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたしたいと思っております。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

先ほど、日程第11で議案第65号上程時に板倉議員から質疑がありましたことに対する答弁を先に求めます。

○総務課長 藤下真人君

先ほどは大変申し訳ありませんでした。

板倉議員のご質問について答弁させていただきます。

今回の7号補正につきましては、提案理由でも人事異動というところの説明をさせていただいておりました。こちらの、私の答弁不足もありましてお答えすることができず申し訳ありませんでした。

内容としましては、人事異動につきましては単に人の入替えのみではなく新規採用も含まれておりまして、その中に保育所の採用の募集に対して採用することができなかった職員もおりますので、そういったことについては減額をしておるといふところになりますのが、答弁となります。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑はありませんか。

○7番 板倉浩幸君

7番 板倉です。

保育所の関係について、1,530万円ということで金額が大きいので、当初予算のときに何人か、50人なら50人募集したんだけど、実際には40何人。金額的にいくと多分3、4人なんだよね、それだけ集まらなかったよということで減額の認識でよろしいんですね。

その後、随時募集していると思うんですけども、当初予算から今、半年くらい、もう年度末に近づくので。人員的には当初の人員募集は集まったんでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

ただいまのご質問、人員的には整っているのかどうかというご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町の採用試験につきましては、年に1度もしくは2度の正規採用職員で対応させていただいておりますので、不足分に関しましては保育士の場合は資格をお持ちの方の会計年度任用職員等で補わせていただいております。

以上です。

○議長 伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤俊一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

(午前10時45分)